

身体障害者福祉法第 15 条第 2 項の規定による医師の審査要領

(目的)

第 1 条 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 2 項に規定する医師を指定する場合の「医師の指定基準」については、厚生労働大臣の定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(指定基準)

第 2 条 医師の指定基準については、次のとおりとする。

- (1) 八戸市内医療機関の常勤の医師であること。
- (2) 各機能障害の医療に関わる指定医師の診療科名は「その障害に関係のある診療科」とし、概ね次のとおりであること。

障害名	各障害の医療に関係のある診療科目名
視覚障害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科（ただし、眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視覚喪失者の診療に限る。）
聴覚障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科（ただし、耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。）
平衡機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢体不自由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心臓機能障害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
小腸機能障害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科

免疫機能障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科（ただし、エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。）
肝臓機能障害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

(3) 研修歴を5年以上有しているか、あるいは相当する診療科目に関連する学会認定医又は専門医であること。研修歴には、大学医学部及び大学付属病院での研修医、医員、研究生、教官、その他これと同等と認められる研修歴の身分の期間を含み、大学院在院期間及び関連学会の研修指定病院での勤務期間も研修歴として換算する。（基礎系大学院については、臨床系研究がある場合には、それを換算する。）

なお、インターン期間は、研修歴に入れない。

(4) 指定医師については、担当する医療に十分な研修医と臨床経験を有し、(1)、(2)及び(3)に定めるもののほかに、次に掲げる条件を満たしていることが必要である。

- ① 担当する医師の実績、発表又は原著を有すること。
- ② 概ね上記(2)に定める医療に関わる診療科の学会又は関連学会に加入していること。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から実施する。